

上場株券等をお預けいただいているお客様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび次のとおり、お客様との「保護預り約款」を一部変更させていただくこととなりましたので、ご了承ください。

〔変更の内容〕

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替法」という。)に基づき、平成 21 年 1 月 5 日を目途に、上場株券等の電子化(ペーパーレス化)を柱とする上場株式等の振替制度(新制度)が開始されることとなっております。

今般の変更は、お客様が当社にお預けいただいている上場株券等の新制度への移行に係る諸手続き等のうち、事前準備作業に係る事項を中心とした手続きについて、当社が対応することにご同意をいただくために、新たな条項を追加するものです。

〔変更する条項〕

約款第 24 条を第 25 条とし、第 24 条として新たに次の条項を追加する。

(振替法の施行に向けた手続き等に関する同意)

第 24 条 当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替法」といいます。)の施行に向けた準備のために、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、保振法第 2 条に規定する株券等(振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。)に該当するものについて、次の第 1 号から第 8 号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- 1 振替法の施行日(平成 21 年 6 月 8 日までの範囲内において政令で定める日をいう。以下「施行日」といいます。)の 14 日前の日から施行日の前日までの間、株券等をお預りしないこと及びお預りした株券等を返還しないこと。
- 2 施行日以後は、お預りした株券等を返還しないこと。
- 3 施行日の 1 月前の日から施行日の 2 週間前の日の前日までの間、当社は、当社において保管しているお客様の株券を機構に預託する場合があること。この場合、当社は、預託した旨をお客様に通知すること。お預りしている株券にお客様の質権が設定されている場合もお客様に通知すること。
- 4 振替法の施行に向けた準備のため、当社は、機構が定める方式に従い、お客様の顧客情報(氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、法定代理人に係る事項、その他機構が定める事項)を機構に通知すること。
- 5 当社が前号に基づき機構に通知した顧客情報(生年月日を除きます。)の内容は、機構を通じて、お客様が他の証券会社等に保護預り口座を開設している場合の当該他の証券会社等に通知される場合があること。
- 6 お客様の氏名又は名称及び住所等の文字のうち、振替制度で指定されていない漢字等が含まれている場合には、第 4 号の通知の際、その全部又は一部を振替制度で指定された文字に変換して通知すること。
- 7 当社が第 4 号に基づき機構に通知した顧客情報の内容は、機構が定める日以降に、機構を通じた第 10 条の実質株主等の通知等にかかる処理に利用すること。
- 8 上記のほか、当社は、振替法の施行に向けた準備のために、必要となる手続きを行うこと。

おって、この約款の変更は、下記の事項と併せてご理解いただいたうえ、平成 20 年 5 月 16 日までに異議のお申し立てがない場合には、現行の約款 24 条(変更後は第 25 条)の規定によりご同意いただいたものとして処理させていただきますので、ご了承ください。

記

1. 上場株式等の振替制度への移行と電子化

平成 21 年 1 月 5 日を目途に、上場株式等の振替制度が開始されますが、原則として当該振替制度実施日に一齐に振替制度へ移行することとしております。

なお、本約款改正に同意しなかった場合、当該上場株券等の券面は無効となり、発行会社が設定する口座(特別口座)による管理となり、売却等について所要の手続きが必要となり、時間を要することとなりますので、ご注意ください。

2. 上場株式等振替制度における取扱対象株式等

- ・ 上場株式
- ・ 上場新株予約権
- ・ 上場新株予約権付社債
- ・ 非上場新株予約権又は非上場新株予約権付社債のうち、その新株予約権の目的である株式が振替株式であって、機構が定める要件に合致するもの
- ・ 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口のうち、上場されているもの
- ・ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資のうち、上場されているもの

3. 上場株式等の振替制度への移行前における証券の引出し制限

新制度への移行(電子化)にご同意いただいた上場株券等については、移行前の一定期間及び移行後は、証券の引出しを行うことが出来なくなりますのであらかじめご了承ください。

4. 異議のお申し立てがあった場合

この約款【規定】の変更について異議のお申し立てのあった上場株券等については、発行会社が設定する口座(特別口座)における管理となります。

なお、特別口座における管理となった当該上場株券等に担保が設定されている場合、担保権設定者名義の特別口座による管理となる可能性がありますので、ご注意ください。

5. 上場株式等の振替口座簿による管理

上場株券等の電子化に伴い、お客様の有価証券を「保護預り」によりお預りする従来の方式から、当社が口座管理機関となって「振替口座簿」により管理する方式に変わります。当該方式の変更に係るお客様からの特段のお手続きは不要です。

以 上